

液化石油ガス用ガス漏れ警報器(KHKS0747)、液化石油ガス用不完全燃焼警報器(KHKS0748)、液化石油ガス検知器(KHKS0749)、液化石油ガス・バルク用ガス漏れ検知器(KHKS0750)の制定について

1. 主旨等

液化石油ガス用ガス漏れ警報器については、昭和45年から当協会でも自主検定を実施し、当該検定を円滑に実施するため、「液化石油ガス用ガス漏れ警報器・バルク用ガス漏れ検知器検定規程」を制定している。

当検定規程には、液化石油ガス用ガス漏れ警報器の技術上の基準・検定の方法及び合格判定基準が含まれており、これらの審議については警報器・検知器等委員会が行っている。

経済産業省は、液化石油ガス器具等の技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、液化石油ガス器具等の安全に必要な性能を定めた性能規定化が進められており、更に事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取り込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進められようとしているところである。

このため、液化石油ガス用ガス漏れ警報器に関する技術基準及び検査の方法について、高圧ガス保安協会基準として「液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)」として新たに制定し、液化石油ガス用ガス漏れ警報器の省令基準を満足した整合規格に指定される環境を整備することとする。

併せて、現在高圧ガス保安協会において、自主検定を実施している「液化石油ガス用不完全燃焼警報器」、「液化石油ガス用検知器」及び「バルク用ガス漏れ検知器」についても液化石油ガス用ガス漏れ警報器と同様に高圧ガス保安協会基準として「液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)」、「液化石油ガス用検知器基準(KHKS0749)」及び「バルク用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)」を制定することとする。

2. 資料

- 資料8 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)案
- 資料9 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)案
- 資料10 液化石油ガス用検知器基準(KHKS0749)案
- 資料11 バルク用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)案

3. 制定予定

平成28年度

4. 器具省令運用解釈案との相違点

「液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)案」

電池式液化石油ガス漏れ警報器の製造等について検討し4項及び7項の「通電表示灯」を「通電表示」とした。

電池式都市ガス用ガス警報器の販売が平成27年4月より開始された。従来の電池式警報器である住宅用火災警報器等では電池容量が低下した時にはLEDの点滅や音声でお知らせしていたが、電池が完全に切れた場合にはお知らせできないという課題があった。この電池切れに対する対策として新たに液晶式やメカ式の電池表示を採用し、LEDや音声に気付かず電池が完全に切れた場合でもその旨がわかるようになった。

本件について、ガス警報器工業会等よりの意見聴取を行い「通電表示」として今後検査を要望された。また、製品実機にて300ルクス室内の3mの距離で電池表示の確認を行い通電表示が機能している判断したため「通電表示灯」を「通電表示」とすることとした。

以上